

静岡県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年3月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 施行者の名称
富士宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岳南広域都市計画下水道事業 富士宮市公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和45年11月24日
至 平成36年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし